

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 十 九 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県予算編成執行規則の一部を改正する規則

(財 政 課) 一

告 示

○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正

(同) 一

○関東・中部・東北自治宝くじ協議会規約の一部改正

(同) 二

○大阪事務所で使用する公印の指定に関する告示の廃止

(同) 二

規 則

岐阜県予算編成執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県予算編成執行規則の一部を改正する規則

岐阜県予算編成執行規則(昭和二十八年岐阜県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項、第八条第一項、第九条、第十一条第二項、第十二条第二項、第十四条第三項、第十五条第三項及び第十六条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十六号

全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和三十年岐阜県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第三条第二号中「堺市」の下に「新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県告示第二百五十七号

関東・中部・東北自治宝くじ協議会規約（昭和三十年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第三条第二号中「横浜市」の下に「新潟市」を、「静岡市」の下に「浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県告示第二百五十八号

大阪事務所で使用する公印の指定に関する告示（昭和四十四年岐阜県告示第二百九十四号）は、平成十九年四月一日から廃止する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））